平成２３年（フ）第８２号
岐阜県土岐市下石町325番地の８
債務者　伊藤江里子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２７号
京都府南丹市園部町仁江木畑21番地
債務者　西田　千紗
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
京都府南丹市日吉町殿田前田83番地９・84番地５
債務者　上山　章子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
京都府舞鶴市行永東町５番地11―106号
債務者　渡辺　麻子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第７００号
堺市堺区神石市之町10番24号
債務者　小田　　清
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
堺市南区三原台３丁１番16―406号、前住所堺市南区三原台２丁１番１―202号
債務者　方田龍三郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
堺市南区三原台３丁１番16―406号、前住所堺市南区三原台２丁１番１―202号
債務者　方田　由美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７３号
堺市堺区北清水町１丁３番17号　キッコー文化１―Ｃ
債務者　黒川　浩志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
堺市堺区北清水町１丁３番17号　キッコー文化１―Ｃ
債務者　黒川　　泉（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２７号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―713号
債務者　白井　和代
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４７号
大阪府富田林市北大伴町３丁目２番21号
債務者　宮地　友子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８５１号
堺市堺区中安井町２丁１番21号５Ｅ号、前住所大阪府東大阪市荒川３丁目15番19号
債務者　中村　　猛
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
堺市堺区三宝町２丁134番地
債務者　川端　義博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６３号
堺市堺区三宝町２丁134番地
債務者　川端喜代子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７２号
堺市北区黒土町20番地１　サンライズサカイ201号
債務者　新井　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
島根県出雲市知井宮町963番地１　雇用促進住宅西出雲宿舎２―105、前住所島根県出雲市国富町1287番地２
債務者　槇野　　明
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４１号
広島県安芸郡熊野町平谷２―13―25　ひばり荘10号室、申立時の住所山口県宇部市恩田町３丁目３番８―210号
債務者　東原ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山口地方裁判所宇部支部